

部の団結を重視するのあまり、上級生が同僚や下級生に能力をこえた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまでおよぶことのないようじゅうぶん指導すること。

(4) 運動部の練習については、生徒の健康や学業をじゅうぶん考慮するとともに、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。

合宿練習の指導において特に留意すべき点

(1) 合宿の生活においては、教師は必ず寝食をともにして監督し、その生活がとかく運動練習のみに偏りがちであるので、運動練習以外の生活においても、学習その他について自主的な計画を立てるよう指導し、日々の生活が規則正しく行われるよう配慮すること。

(2) 合宿生活は、ややもすると、飲酒喫煙、その他ましくない遊びや集団的な非行の機会になりがちであるから、教師は常に生徒の行動を確実には握してその生活全般にわたる指導に留意すること。

(3) 合宿練習は、通常の場合の練習と異つて、練習時間や練習量が多く、生徒は心身ともに疲労を増していくので、教師は個々の生徒の健康や衛生に留意し、病気になつたり、傷害を起したりするものがないよう注意すること。

1 小学校の場合について  
記

小学校においては、対外競技は行わないものとする。ただし親ぼくを目的とする隣接の学校との連合運動会はその目的を逸脱しない限り、行うことができる。この場合、その主催者は当該学校または市町村教育委員会とする。

2 学徒の对外運動競技の基準について  
(32・7・18)

学徒の对外運動競技（以下「对外競技」という。）は、それが眞に教育的に企画運営される場合には、学徒の身心の正常な発達を促し、公正にして健全な社会的態度を育成するためのよい機会となり、教育的効果はきわめて大きい。

しかし、その運用を誤ると、学校教育の自主性がそこなわれ、学業がおろそかになり、健康を害し、多額の経費を費すなど種々の弊害を生じ教育上好ましくない結果を招来する。

对外競技は、教科としての体育、クラブ活動、校内競技などの関連をじゅうぶん考慮し、学校教育の一環として行われなければならない。学徒が对外競技に参加する場合は、校長は、その責任において競技会の性格をよく検討し、学校教育の立場から無理がないように配慮するとともに、じゅうぶんに教育的効果を收めよう努めなければならない。

以上の見地から、对外競技については左記の基準によるものとする。

3 高等学校の場合について  
(1) 主催者について

学徒の参加する競技会は、教育関係団体または機関が主催し、その責

4 全日本選手権大会または国際的競技会への参加について  
(1) 中学校生徒の個人競技において、世界的水準に達している者またはその見込のある者が、全日本選手権大会または国際的競技会に参加する場合

(2) 县高等学校の生徒が国際的競技会に参加する場合

(3) 主催者は、当該主催者の管轄する

中学校の对外競技は、県内の競技会にとどめる。ただし、隣接県にまたがる宿泊を要しない小範囲の競技会で当該県教育委員会の承認を得たものはこの限りでない。なお、県内の競技会の場合も、なるべく宿泊を要しないような計画とする。

5 高等学校の場合について  
(1) 高等学校の对外競技は、県内で行うことを主とし、東北大会、全国大会の開催は各種目についてそれぞれ年一回程度にとどめる。

(2) 東北大会、全国大会への参加は生徒一人についてそれぞれ年一回程度とする。ただし、国民体育大会への参加は例外として取扱うものとする。

会への参加について

中学校または高等学校の生徒を次に掲げる競技会に参加させようとする場合は、県教育委員会において、文部省事務局、県教育委員会事務局各出張所、市町村教育委員会等の教育行政機関をいう。

イ 教育関係機関とは、県教育委員会事務局、県教育委員会事務局各出張所、市町村教育委員会等の教育行政機関を（これらの団体の最下部組織であるクラブおよび学校は含まない）いう。

ウ 自主的に構成される審議機関とは、県内および地方の競技会について審議するために、教育関係団体が中心となり、学識経験者を加えて構成されるものである。

エ 野球連盟、および県中学校体育連盟は、その下級の学校の競技会の主催者となることはできない。